**資料４－２**

茅ヶ崎市ラブホテル規制条例

平成４年７月１日条例第２３号

改正　平成８年３月２５日条例第１１号

改正　平成９年３月２５日条例第２号

改正　平成１０年１２月２８日条例第４５号

改正　平成１３年３月２８日条例第１４号

改正　平成１８年９月２９日条例第３８号

改正　平成１９年１２月１８日条例第４２号

　　　　　　　　　　　　　　　改正　平成３０年６月１５日条例第２６号

　（目的）

第１条　この条例は、ホテル等の建築に関し必要な事項を定めて、ラブホテル

　の規制を行い、住宅地の良好な生活環境と青少年の健全な育成のための教育

　環境を保全するとともに、本市の都市像である自然と人がふれあう心豊かな

　快適都市の実現に寄与することを目的とする。

　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

　号に定めるところによる。

（１）ホテル等　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第２項及び第３項までに規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供する施設をいう。

（２）ラブホテル　複数の客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する

　　客室を備えたホテル等のうち、次のアからツまでに定める各基準に適合し

　　ない部分を有するものをいう。

　　ア　客の使用する自動車車庫及び駐車場（以下「車庫等」という。）は、

　　　次の（ア）又は（イ）に該当する構造としないこと。

　　（ア）その客の宿泊に供される客室に接続する構造

　　（イ）その客の宿泊に供される客室に近接して設けられ、当該客室の出入

　　　　口が当該車庫等に面して設けられる構造

　　イ　玄関（主として客の出入りに供する出入口をいう｡）の扉の材質は、透　　　視可能なものとすること。

　　ウ　床面積が別表第１において収容人員の区分ごとに定める数値以上のロ

　　　ビーを設けること。

　　エ　ロビーに面する部分の外壁（柱、はり及び構造壁を除く。）は、当該

　　　部分の面積の２分の１以上を透視可能な構造とすること。

　　オ　宿泊者名簿の記載並びに宿泊料金及び客室のかぎの授受を行うための

　　　カウンターをロビーに面して設けることとし、当該カウンターの高さ、

　　　長さ及び幅は、次によること。

　　　高さ　1.0 メートル以上　1.2 メートル以下

　　　長さ　1.2 メートル以上

　　　幅　　0.4 メートル以上

　　カ　カウンターの最上部から天井（下がり壁又はこれに類するもの（以下

　　　「下がり壁等」という。）がある場合は、当該下がり壁等）までの距離

　　　は、1.2 メートル以上とし、当該部分にガラス又はカーテン等の遮へい

　　　物を設けないこと。

　　キ　床面積が別表第１において収容人員の区分ごとに定める数値以上の食

　　　堂又はレストラン（ちゅう房施設を備えたものをいい、以下「食堂等」

　　　という。）を設けること。

　　ク　床面積が別表第１において収容人員の区分ごとに定める数値以上の会

　　　議室、集会室、大広間又はこれらに類する施設（以下「会議室等」とい

　　　う。）を設けること。

　　ケ　ダブルサイズのベッド（その幅が1.3 メートル以上のものをいう。）

 　　を備えた客室（２人用客室に限る。）の数は、客室総数の２分の１以下　　　とすること。

　　コ　動力により振動し又は回転するベッド、している人の姿態を映す

　　　ための鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が１平方メートル以上

　　　のもの又は２以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が１平方メートル

　　　以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又

　　　はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客

　　　の性的好奇心に応ずるための設備を備えた客室としないこと。

　　サ　客室は、その客の使用する車庫等と当該客室との通路に主として用い

　　　られる廊下、階段その他の施設（当該施設の内部が外部から容易に見通

　　　すことができるものを除く。）に通ずる出入口を有しないこと。

　　シ　ロビー、食堂等又は会議室等が存する階ごとに男子用・女子用の区別

　　　ある共用便所を設けること。

　　ス　建築物の屋根及び外壁並びに敷地内に設ける工作物（看板を除く。）

　　 の色彩は、白色、灰色、茶色又はこれらに類似したものとすること。

　　セ　建築物及びその敷地内に設ける工作物（看板を除く。以下「建築物等」

　　　という。）は、電球その他の発光物によって装飾（建築物等に向けて光

　　　を当てることにより、当該建築物等を照らし出すことを含む。）しない

　　　こと。

　　ソ　道路に面する部分の敷地の垣は、生け垣又は樹木を用いたもの（以下

　　　「生け垣等」という。）とすること（当該生け垣等の下部には、石材そ

　　　の他これに類する材料を用いた高さ1.0 メートル以下の塀又は土止めそ

　　　の他これらに類する工作物を設けることができる。）。ただし、市長が、　　　風害又は塩害が著しい等の事情により、生け垣等の設置が困難であると　　　認め、かつ、これに代えて設ける垣の高さが1.5 メートル以下のもので 　　 あるときは、この限りでない。

　　タ　ホテル等の敷地への車の出入口には、道路から敷地内への見通しを妨

 　げるものを設けないこと。

　　チ　看板の色彩は、白色、青色又は緑色を基調とすることとし、ネオンサ

　　　インその他光が順次又は一斉に点滅する方式（看板に電球又は蛍光灯を

　　　内蔵して発光させる方式のもの又は看板に向けて光を当てることにより

　　　当該看板を照らし出す方式のものを除く。）のものとしないこと。

　　ツ　屋外照明灯の色彩は、無色とすること。

（３）建築　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１３号から第

　　１５号までに規定する建築、大規模の修繕、大規模の模様替又は同法第８

　　７条第１項に規定する用途変更をいう。

　（規制区域）

第３条　次の各号に規定する地域及び区域（以下「規制区域」という。）内に

　おいては、ラブホテルを建築してはならない。

（１）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定す

　　る第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居

　　専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域

　　及び準住居地域

（２）前号に規定する地域以外の地域のうち、前号に規定する地域との境界か

　　ら５０メートル以内の区域及び別表第２に掲げる施設の敷地の周囲１００

　　メートル以内の区域

　（届出等）

第４条　規制区域内においてホテル等を建築しようとする者は、次に掲げる行

　為を行う前に、市長に届出書を提出しなければならない。

（１）都市計画法第２９条第１項の規定による開発行為の許可申請

（２）建築基準法第６条第１項の規定による確認の申請

２　市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、届出に係る計画

　がラブホテルに該当するか否かを判定し、その結果を当該届出者に通知しな

　ければならない。

３　市長は、前項の規定による通知をしようとする場合においては、あらかじ

　め茅ヶ崎市ホテル等建築審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

　（計画の公開）

第５条　規制区域内においてホテル等を建築しようとする者は、前条の規定に

　よる届出後速やかに、当該建築計画の概要を記載した標識を当該建築物の敷

　地内で公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

　（勧告及び要請）

第６条　市長は、第３条に規定する規制区域外においてホテル等を建築する者

　に対し、周辺の環境との調和を図るために必要な勧告を行うことができる。

２　市長は、第４条第１項の規定による届出をした者に対し、周辺の環境との

　調和を図るために、計画の変更を要請することができる。

３　市長は、前２項の規定による勧告又は要請をしようとするときは、茅ヶ崎

　市ホテル等建築審議会に諮問し、その意見を聴くことができる。

　（違反者に対する措置）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事の施工の停

　止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、違反を是正するために必要な措置

　をとることを命ずることができる。

（１）第３条の規定に違反する者

（２）第４条第１項の規定による届出をせずにホテル等を建築する者

　（聴聞の方法の特例）

第８条　市長は、前条の規定による命令をしようとするときは、茅ヶ崎市行政

　手続条例（平成９年茅ヶ崎市条例第２号）第12条第１項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

２　前項の聴聞の期日における審理は、当該聴聞の当事者から請求があったと

　きは、公開により行わなければならない。

３　第１項の聴聞の主宰者は、当該聴聞の期日における証人の出席について、

　当該聴聞の当事者から請求があったときは、これを認めなければならない。

　（立入調査）

第９条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に建築中若しく

　は建築後の建築物又はその敷地に立ち入らせ、必要な調査を行わせることが

　できる。

２　前項の規定により、立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯

　し､ 関係人の請求があったときは、これを関係人に提示しなければならない｡ 　（委任）

第10条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

　（罰則）

第11条　第７条の規定による市長の命令に違反した者は、６月以下の懲役又は１００，０００円以下の罰金に処する。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、２０，０００円以下の罰金に処する。

（１）第４条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（２）第９条第１項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は

　忌避した者

３　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその

　法人又は人の業務に関して、前２項の違反行為をしたときは、その行為者を

　罰するほか、その法人又は人に対して前２項の罰金刑を科する。

　　　附　則

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、施行日以後のホテル等の建築（施行日

　前において、建築基準法第６条第１項に規定する確認の申請書を受理してい

　るもの（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）又は旅館業を

　目的とした建築の規制に関する条例（昭和４６年茅ヶ崎市条例第２６号）第

　２条に規定による市長の同意を得ているものを除く｡)について適用する。

　（旅館業を目的とした建築の規制に関する条例の廃止）

２　旅館業を目的とした建築の規制に関する条例は、廃止する。

　（茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

　一部改正）

３　茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

　（昭和３１年茅ヶ崎市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

　　　　［次のよう］略

　　　附　則（平成８年条例第１１号）

　この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定

める日から施行する。

　（平成８年規則第２０号で平成８年５月１０日から施行）

　　　附　則（平成９年条例第２号）抄

　（施行期日）

１　この条例は、平成９年１０月１日から施行する。

　　　附　則（平成１０年条例第４５号）抄

１　この条例は、平成１１年１月１日から施行する。

　　　附　則（平成１３年条例第１４号）抄

　この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成１２年

法律第７３号）の施行の日から施行する。

　　　附　則（平成１８年条例第３８号）抄

１　この条例は、平成１８年１０月１日から施行する。

　　　附　則（平成１９年条例第４２号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第９６号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則（平成３０年条例第２６号）抄

１　この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 収容人員の区分 | 床　　面　　積 |
| ロ　ビ　ー | 食　堂　等 | 会　議　室　等 |
| ３０人以下 | ３０平方メートル | ３０平方メートル | ３０平方メートル |
| ３１人以上５０人以下下 | ４０平方メートル | ４０平方メートル | ４０平方メートル |
|  ５１人以上 １００人以下 | 客室の収容人員に１平方メートルを乗じて得た数値 | 客室の収容人員に１平方メートルを乗じて得た数値 | 客室の収容人員に１平方メートルを乗じて得た数値 |
| １０１人以上 | １０１平方メートル | １０１平方メートル | １０１平方メートル |

別表第２（第３条関係）

|  |
| --- |
| １　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、同法第１２４条に規定する専修学校及び同法第１３４条に規定する各種学校２　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設３　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第２０条に規定する公民館４　図書館法（昭和２５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する図書館５　博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２条第１項に規定する博物館及び同法第２９条に規定する博物館に相当する施設６　都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項に規定する都市公園７　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所８　茅ヶ崎市民文化会館条例（昭和５５年茅ヶ崎市条例第１号）第２条に規定する茅ケ崎市民文化会館９　茅ヶ崎市地域集会施設条例（平成１０年茅ヶ崎市条例第３号）第２条に規定する茅ヶ崎市地域集会施設10　茅ヶ崎市青少年会館条例（昭和５９年茅ヶ崎市条例第５号）第２条に規定する茅ヶ崎市青少年会館11　茅ヶ崎市子どもの家条例（昭和６３年茅ヶ崎市条例第３号）第２条に規定する茅ヶ崎市子どもの家12　茅ヶ崎市体育館条例（平成元年茅ヶ崎市条例第４号）第２条に規定する茅ヶ崎市体育館13　茅ヶ崎市屋内温水プール条例（昭和５６年茅ヶ崎市条例第１号）第２条に規定する茅ヶ崎市屋内温水プール14　茅ヶ崎市が設置するスポーツ広場 |

茅ヶ崎市ラブホテル規制条例施行規則

平成４年７月１日規則第２３号

改正　平成５年３月３０日規則第２号

改正　平成９年９月３０日規則第２５号

改正　平成１０年３月２６日規則第４号

改正　平成１０年１２月２８日規則第５６号

改正　平成１７年３月２８日規則第１２号

 （趣旨）

第１条　この規則は、茅ヶ崎市ラブホテル規制条例（平成４年茅ヶ崎市条例第２３号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

 （届出）

第２条　条例第４条第１項の規定による届出をしようとする者は、ホテル等建築計画届出書（第１号様式）による正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添付しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| 付近見取図 | 方位並びに計画敷地の周囲１５０メートルの区域内に存する 建築物及び公共施設の位置並びに縮尺（2,500分の1以上） |
| 配置図 | 方位、敷地の境界線、敷地内における建築物、看板、車庫等及び屋外照明灯の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに垣の位置、構造及び高さ並びに縮尺（200分の1以上） |
| 各階平面図 | 方位、間取り、各室の用途及び有効面積、客室の浴槽及び寝具類の寸法及び位置、壁の材質、開口部、屋外・屋内階段、玄関、フロント、ロビー、廊下、各室の出入口、車庫等並びに縮尺（200分の1以上） |
| 四面の立面図 | 開口部、看板及び屋外照明灯の位置並びに外壁の材質、色彩、形状及び寸法並びに縮尺（200分の1以上） |
| 完成予想図 | 建築物、看板及び垣その他の工作物を彩色したもの |
| 室内展開図 | ロビー、フロントカウンター、食堂等、会議室等並びに客室の材質、色彩、形状、寸法及び設備並びに縮尺（100分の1以上） |

２　前項に規定する図書のほか、市長が必要と認める場合には、その他参考となる図書を添付させることができる。

　（通知）

第３条　市長は、条例第４条第２項の規定により、ラブホテルに該当しない旨の通知をしようとするときは、ラブホテルに該当しない旨の通知書（第２号様式）により行うものとする。

２　市長は、条例第４条第２項の規定により、ラブホテルに該当する旨の通知をしようとするときは、ラブホテルに該当する旨の通知書（第３号様式）により行うものとする。

　（標識の設置）

第４条　条例第５条の規定による標識は、建築計画の概要標識（第４号様式）によるものとし、当該建築物の敷地内で、道路に面する場所に設置しなければならない。

　（勧告）

第５条　市長は、条例第６条第１項の規定による勧告をしようとするときは、ホテル等の建築に係る勧告書（第５号様式）により行うものとする。

　（命令等）

第６条　市長は、条例第７条の規定による命令をしようとするときは、ホテル等措置違反是正命令書（第６号様式）により行うものとする。

　（証人の出席の手続）

第７条　当事者は、条例第８条第３項の規定により証人を出席させようとするときは、当該聴聞の期日の４日前までに、当該証人の住所、氏名及び立証の要旨を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。

　（立入調査員証）

第８条　条例第９条第２項の規定による証明書は、立入調査員証（第７号様式）

　によるものとする。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

　（旅館業を目的とした建築の規制に関する条例施行規則の廃止）

２　旅館業を目的とした建築の規制に関する条例施行規則（昭和４６年茅ヶ崎市規則第２２号）は、廃止する。

　　　附　則（平成５年規則第２号）

　この規則は、平成５年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成９年規則第２５号）

　この規則は、平成９年１０月１日から施行する。

　　　附　則（平成１０年規則第４号）抄

　（施行期日）

１　この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成１０年規則第５６号）抄

　（施行期日）

１　この規則は、平成１１年１月１日から施行する。

　　　附　則（平成１７年規則第１２号）

　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。